

令和4年5月13日

各 位

会社名 中 日 本 興 業 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 服 部 徹
(コード番号 9643 名証メイン市場)
問合せ先 執行役員 感動創造支援本部副本部長
加藤 康章
(TEL 052-551-0274)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、令和4年5月13日開催の取締役会において、令和4年6月22日開催予定の第89回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 定款変更のための株主総会開催日 令和4年6月22日

定款変更の効力発生日 令和4年6月22日

以 上

【別 紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第16条 <記載省略></p> <p><u>第17条 (株式会社参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 規></p>	<p>第1条～第16条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p><u>第17条 (電子提供措置等)</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第18条～第49条 <記載省略></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この定款は、昭和29年7月23日に制定する。 昭和29年11月25日一部変更 昭和30年5月28日一部変更 昭和31年5月29日一部変更 昭和34年5月28日一部変更 昭和34年11月28日一部変更 昭和41年11月25日一部変更 昭和50年5月30日一部変更 昭和57年6月29日一部変更 昭和60年6月27日一部変更 平成3年6月26日一部変更 平成6年6月28日一部変更 平成11年6月25日一部変更 平成14年6月26日一部変更 平成15年6月26日一部変更 平成16年6月25日一部変更 平成18年6月25日一部変更 平成21年6月24日一部変更 平成25年6月25日一部変更</p>	<p>第18条～第49条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第1条</u> この定款は、昭和29年7月23日に制定する。 昭和29年11月25日一部変更 昭和30年5月28日一部変更 昭和31年5月29日一部変更 昭和34年5月28日一部変更 昭和34年11月28日一部変更 昭和41年11月25日一部変更 昭和50年5月30日一部変更 昭和57年6月29日一部変更 昭和60年6月27日一部変更 平成3年6月26日一部変更 平成6年6月28日一部変更 平成11年6月25日一部変更 平成14年6月26日一部変更 平成15年6月26日一部変更 平成16年6月25日一部変更 平成18年6月25日一部変更 平成21年6月24日一部変更 平成25年6月25日一部変更 <u>令和4年6月22日一部変更</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="432 264 564 293"><新 規></p> <p data-bbox="432 472 564 501"><新 規></p> <p data-bbox="432 680 564 710"><新 規></p>	<p data-bbox="804 264 890 293"><u>第2条</u> <u>変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="804 472 890 501"><u>第3条</u> <u>前条の規定にかかわらず、令和5年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="804 680 890 710"><u>第4条</u> <u>本附則第2条から本条までの規定は、令和5年3月1日または前条の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上